

大津地方法務局草津出張所及び同守山出張所の同時廃止に関する会長声明

今回、廃止が検討されている両出張所が管轄する湖南地域の4市は、いずれも人口が増加している地域であり、今後、人口増加に伴い地域経済の発展も見込むことができ、登記申請件数の増加の可能性のある全国的に見ても稀有な地域であります。実際に、草津出張所の登記申請件数は、県内の登記所で唯一、前年よりも増加しています。

もし統廃合された場合、会社や法人の印鑑証明書や代表者事項証明書等を取得するのに、今までは30分程度で法務局へ行けたものが、統廃合後はどのような交通手段によっても30分以上かかり、場所によっては往復2～3時間程度かかるようになってしまいます。

また、オンライン申請が導入されたものの、現在、公的個人認証サービスの電子証明書はほとんど普及しておらず、地域住民がオンライン申請を行うことはかなり難しい状況にあるため、まだまだ法務局へ出向く事が多いのが実情です。それにもかかわらず、湖南地域の登記所をすべて廃止すれば、地域住民が本人申請をするためには、地元と大津本局（新庁舎）間を何回も往復する必要があり、かなりの負担を強いることになってしまいます。

更に、今回の統廃合は、平成7年7月に民事行政審議会から法務大臣に提出された適正配置に関する答申の中の統廃合基準「隣接登記所への所要時間が概ね30分以内」を充たしておりません。

よって、大津地方法務局草津出張所及び同守山出張所を廃止し、大津地方法務局に統合させることは、企業や地域住民の利便性を無視したもので、行政サービスの著しい低下を招く事が危惧され、看過できないものと考えます。

平成24年4月10日

滋賀県司法書士会 会長 村西 浩